

静岡市 AI コンシェルジュ(市民向け AI 対話型検索プラットフォーム)

導入業務プロポーザル実施要領

1. 目的

静岡市AIコンシェルジュ(市民向けAI対話型検索プラットフォーム)導入業務の受託者を決めるため、プロポーザルを実施する。

2. 業務内容

別紙1「仕様書」のとおり。

3. 提案限度額

1,330,000円(税抜)

なお、提案限度額を超えた見積価格の提案は無効とする。

4. 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5. 参加資格

本提案の参加資格として、応募時点で、以下の全ての項目を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (3) 消費税及び地方消費税並びに静岡市税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- (5) この事業の公募開始日から委託候補者決定の日までの間のいずれの日において、静岡市入札参加停止等措置要綱(平成31年4月1日施行)による入札参加停止措置の期間中の者でないこと。
- (6) 過去に国または地方自治体において、AIチャットボットを導入した実績があること。

6. 選定スケジュール

(1) 公示日

令和7年11月21日(金)

(2) 質問書提出期限

質問事項があれば、質問書(様式任意)を作成し、令和7年12月4日(木)15時までに総務局市長公室広報課宛て電子メールにて送付すること。

【提出先】koho@city.shizuoka.lg.jp

(3) 質問書回答

質問書の提出があった場合は、令和7年12月8日(月)15時までに、市公式ウェブサイト上に公開する。

(4) 応募期限

下記「7.応募手続き」のとおり、令和7年12月15日(月)12時までに総務局市長公室広報課へ提出すること。

(5) 審査期間

令和7年12月16日(火)～12月23日(火)

(6) 審査結果通知

令和7年12月24日(水)

7. 応募手続き

令和7年12月15日(月)12時までに、以下の書類を総務局市長公室広報課へ電子申請(<https://logoform.jp/f/zSozr>)により提出すること。

(1) 様式1「参加申込書兼参加資格確認書」

(2) 「企画提案書」※デモ環境の提供を含む

別紙2「企画提案書等作成要領」のとおり

(3) 別紙4「機能要件一覧」の『対応可否欄』に必要事項を記載したもの

(4) 様式2「見積書」

8. 選定、審査及び評価について

(1) 選定及び評価の方法

評価にあたっては、別紙3「審査項目及び評価基準」に基づき、静岡市AIコンシェルジュ(市民向けAI対話型検索プラットフォーム)導入業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)により公平かつ厳正に総合的な評価を行う。委託候補者の選定は、得点が最も高い事業者を選定する。なお、得点の合計200点のうち7割の140点を基準点とし、基準点に達していない事業者は順位に関わらず候補者として選定しないこととする。

(2) 審査及び評価の概要

① 書類審査

企画提案書、企画提案書等作成要領で要求する様式の審査及び評価を行う。

② デモ環境審査

任意の質問によるデモ審査を行い、評価を行う。

(3) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、企画提案書を提出した全事業者に対して電子メールで結果のみ通知するとともに、静岡市公式ウェブサイトへの掲載により委託候補者名のみ公表する。

9. 無効・失格

- (1) 提出期限に遅れた企画提案は無効とする。
- (2) 他の企画提案者の企画提案参加を妨害する行為、又は企画提案事務担当者の職務執行を妨害する行為を行った者の企画提案や正常な競争を妨げる目的をもって談合したことが認められる企画提案は失格とする。
- (3) 提出された企画提案書等に虚偽又は不正の記載が判明した場合は失格とする。
- (4) 記名、又は署名のない企画提案は無効とする。
- (5) 費用見積額について、市があらかじめ設定した提案限度額を超えた企画提案は無効とする。
- (6) 金額が不明な企画提案は無効とする。
- (7) その他企画提案に関する条件に適合しない企画提案は無効とする。
- (8) 委託候補者が選定後、契約締結前に虚偽の提案や記述を行ったことが判明した場合は、当該事業者を失格とする。
- (9) 申し込みから締結日までの間のいずれの日において、静岡市入札参加停止等措置要綱(平成31年4月1日施行)による入札参加停止措置の期間中の者であったことが判明した場合は、当該事業者を失格とする。

10. 委託候補者選定後の事務手続き

- (1) 契約にあたっては、審査委員会において最も高い評価を得た事業者を委託候補者とし、提案内容に基づき仕様内容を協議の上決定する。
- (2) 委託候補者との契約締結交渉が不調となった場合又は委託候補者が失格となった場合は、次順位の事業者と契約締結交渉を行う。
- (3) 企画提案書等に記載され、審査で評価した項目については、原則として契約時の仕様に反映させる。ただし、本業務目的達成のため、必要な範囲で個別の協議により契約締結段階において、項目の追加、変更及び削除を行うことがある。したがって、委託候補者の決定をもって、企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

11. 注意事項

- (1)本提案に係る諸費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2)本提案の参加申し込みが受理された後に、参加要件を満たしていないことが判明した場合は、提案等の審査は一切実施しない。
- (3)やむを得ず参加を辞退することになった場合は、速やかに書面(様式は任意)により総務局市長公室広報課宛てに提出し、市から提供された資料全てを遅滞なく返還すること。
- (4)企画提案者から提出された企画提案書等の書類は、一切返却しない。
- (5)提出後の企画提案書の修正又は変更は認めない。
- (6)提出された企画提案書は、必要に応じて複製する場合がある。
- (7)市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (8)市が提供する資料は、提案に関わる検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の承諾を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。
- (9)提出された企画提案書は提出者に無断で評価以外の用途には使用しない。ただし、市は委託候補者に選定された参加者の企画提案書について、静岡市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。
- (10)本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は協議により定める。

12. 担当者

静岡市総務局市長公室広報課報道広報係 杉山、大塚(電話:054-221-1353)